

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則（平成5年規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（第1条から第5条の2まで省略）</p> <p>（管理料の納付方法） 第5条の3 （第1項 省略）</p> <p>2 芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設、自動搬送式納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書又は口座振替若しくは自動払込みの方法（芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設に係るものに限る。）により納付しなければならない。</p> <p>（第3項から第5項 省略）</p> <p>（焼骨に対する措置等） 第13条 （第1項から第3項 省略）</p> <p>4 合葬式慰霊碑型納骨施設又は日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設の利用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったと</p>	<p>（第1条から第5条の2まで省略）</p> <p>（管理料の納付方法） 第5条の3 （第1項 省略）</p> <p>2 芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設、自動搬送式納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書又は口座振替若しくは自動払込みの方法（芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設に係るものに限る。）により納付しなければならない。</p> <p><u>ただし、自動搬送式納骨施設に係る管理料は、30年分又は使用許可期間のうち残存する年度分を一括して納付することができる。</u></p> <p>（第3項から第5項 省略）</p> <p>（焼骨に対する措置等） 第13条 （第1項から第3項 省略）</p> <p>4 合葬式慰霊碑型納骨施設、<u>自動搬送式納骨施設</u>又は日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設の利用者が、前条に規定する期間内に焼骨</p>

きは、市長は、条例第14条第2項の規定に基づき合同埋蔵することができる。

(第5項 省略)

(メモリアルグリーンの休園日等)

第18条の2

(第1項 省略)

2 メモリアルグリーンの開園時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、4月1日から9月30日までにあつては、午前9時から午後5時までとする。

(第3項 省略)

(第19条から第23条まで省略)

を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第2項の規定に基づき合同埋蔵することができる。

(第5項 省略)

(メモリアルグリーンの休園日等)

第18条の2

(第1項 省略)

2 メモリアルグリーンの開園時間は、4月1日から9月30日までにあつては午前8時から午後5時までとし、10月1日から3月31日までにあつては午前9時から午後4時までとする。ただし、墓参期(春・秋彼岸及び新・旧暦盆)における開園時間は、午前8時から午後6時までとする。

(第3項 省略)

(第19条から第23条まで省略)

附則

附 則(令和5年 月規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。